

第5期 国分寺市公民館運営審議会 第4回定例会

日 時 令和5年11月24日（金）午後2時30分～午後3時30分

場 所 光公民館 大会議室

出席者

■委 員 田中委員長・鈴木副委員長・松田委員・稲津委員・江渕委員・坂本委員
矢島委員・辻委員・有馬委員・笹井委員

■職 員 本多公民館課長兼本多公民館長・渡辺本多公民館事業係長・加藤恋ヶ窪
公民館長・保谷光公民館長・久保もとまち公民館長・鎌田並木公民館長

事務局：本日は委員11人中1人の欠席になりますので、委員の過半数の出席となりますので本日の会は成立いたします。よろしくお願いいたします。

田中委員長：それでは定刻になりましたので第4回国分寺市公民館運営審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。本日は審議に先立ち光公民館の施設見学をしたいと思いますので事務局お願いします。

事務局：それでは施設見学を始めますのでよろしくお願いいたします。

≪施設見学≫光公民館

1 連絡事項

(1) 配布資料確認

田中委員長：どうもお疲れさまでした。それではまずは連絡事項からまいりたいと思います。初めに事務局から(1)配布資料確認からお願いします。

事務局：配布資料の確認をいたします。まず初めに本日の次第になります。資料4-1で「第5期国分寺市公民館運営審議会第3回定例会の議事録」となっております。議事録は31ページまであります。資料4-2で「令和5年国分寺市教育委員会第10回定例会」、「第2回臨時会」ということで裏表の資料になります。資料4-3として「公民館運営審議会正副委員長と政策部公共施設マネジメント課意見交換」になります。そのほかに、「けやきの樹」の11月15日号、「教育広報紙」No.27、「第60回東京都公民館研究大会の開催要項」になっております。そのほかに、前回お配りしました「国分寺市の教育」の訂正が1部入っておりますので、それも併せてご確認いただければと思います。

田中委員長：ありがとうございます。何か不足はありますでしょうか。大丈夫ですかね。途中お気づきになればまた事務局におっしゃってください。

(2) 第3回定例会議事録確認について

田中委員長：それでは続きまして、連絡事項の(2)第3回の定例会議事録の確認です。お願いします。

事務局：資料の4-1になります。第3回の定例会の議事録になりますので、ご確認いただければと思います。修正がありましたら12月8日金曜日までに、事務局のほうまでお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

田中委員長：ありがとうございました。では、12月8日までということですので、何かありましたら連絡をください。

2 報告事項

(1) 令和5年国分寺市教育委員会第10回定例会・第2回臨時会について

田中委員長：それでは次は報告事項になります。まず(1)令和5年国分寺市教育委員会第10回定例会・第2回臨時会についての報告を事務局からお願いします。

事務局：資料の4-2を御覧ください。10月26日に令和5年第10回の国分寺市教育委員会定例会が行われております。こちらでは公民館課の案件はありませんでしたが、教育ビジョン、48番のところで令和4年度の事業について報告をしているのですけれども、この中で学識経験者の方お二人から11月に並木公民館で実施した子どもまつりがとてもよい事業だったとコメントをいただきました。子どもが主体となっておまつりを企画して、準備して、本番も活躍するという内容なのですけれども、サポート体制として大人の会議も同時に行われておりまして、子どもたちの主体性を大切にしながら各関係機関と連携をして実施できたというところで非常によい取組だったということで評価をいただいております。11月9日には、国分寺市教育委員会臨時会が行われておりまして、12月補正の内容を教育総務課が主管課として提案しているのですけれども、この中で公民館課の予算について触れており、2件ありまして、1つは並木公民館の吸収冷温水機燃焼装置修繕ということで、別名エアコンとか空調機器の修繕という内容なのですけれども、こちら5年度予算措置しておりましたけれども、交換部品に1年以上かかるですとか、急激な物価高騰により限度額を再設定しなければいけないというような状況になりまして、令和5年、6年で予算措置をしているところなのですけれども、限度額を訂正させていただくという内容です。5年度に前払金が発生する予定ではありましたが、6年度に全て終わった時点で、一括で支払うというようなこととなりまして、その予算措置も含めての内容を提案しております。もう1つは光公民館の、こちらの今、皆さんがいらっしゃる建物のエレベーターなのですけれども、こちら5年度予算措置しておりまして、昇降機の更新修繕をする予定だったのですけれども、こちらエレベーター業界が今コロナ禍後で急激に需要拡大しておりまして、工期が、今年度確保できる業者がいがないため、執行の見込みがなくなり一度予算減いたしますけれども、令和6年度に改めて6年度、7年度と工期を長くとりまして、計画を進めたいという内容を提案しております。説明は以上です。

田中委員長：どうもありがとうございました。

委員：この資料はどなたがつくられた資料ですか。

事務局：教育総務課が庁内の全体の会議で提出したものです。

委員：これは公運審向けにつくったものではない。

事務局：はい。全体の、庁内用の。

委員：公運審向けには何もつくってくれていない。というのは何を言いたいかというと、この資料を見ても何も分からない。本多さんが説明をしてくれたら分かるのですけれども、その説明したぐらい、これ余白がいっぱいあるので、そのぐらいのことを教育総務課では書いてはくれない。

事務局：そうですね。教育総務課はそこまでは書いてくれていないのですけれども。

委員：教育総務課といいながら、こんな無意味なものしかつくれないのですかね。これ例えば今日欠席して、これだけもらったら何にも。裏表、無駄な紙1枚ですからね。

田中委員：教育委員会の会議自体の議事録が恐らく出るので、それは大分遅れて出ると思うのですけれども、この会議の議事録もまた出るので、今日のはそのときに出るので、タイミングは遅れてしまうのですけれども、いずれは見られるということですね。

事務局：次回の議事録の中で私の説明が文字化されるということはありませんけれども。

委員：私もよく現役の頃、議事録が遅いと言われたのですけれども、今早く出せと言えば出せるのではないですか。

田中委員：教育委員がチェックをしながらやるので、それなりの一定期間は。

委員：だからそのチェックが不要なんだと思うのですよね。

田中委員：これを私が釈明してもしようがないのですけれども。全部ネットで公開されるので。

委員：何を言いたいかというと、もうちょっと中身のある議事録でなかったら、あんまり要らないなということだけです。

田中委員：これまで教育委員会とか議会の報告は全部口頭でやっているの、その慣例でやっているのだと思います。もし文字化が必要なくなれば、議論したりなんかして、また改善というのもあるのでしょうか。

委員：本多館長が書かなければいけないのであったら、忙しいですからいいです。教育総務課がつくってくれるんだったらお願いしたいので。そういうことです。

田中委員：要望が出たというところでまた何か。

委員：そういう形にしてください。

田中委員：ありがとうございます。それではほかに何かご質問などありますか。よろしいでしょうか。

3 協議事項

(1) 恋ヶ窪公民館の移転について

田中委員長：それでは次に、3番、協議事項の(1)というところに入りますが、これが今日のメインテーマになります。「恋ヶ窪公民館の移転について」ということですけれども、前段、若干補足して説明すると、この間11月13日に我々正副委員長と事務局とそれから公共施設の課長とが会って、情報交換するというところで行いました。ただ、実は申し訳ないのですけれども、私が、父が緊急入院しまして、副委員長の鈴木さんにお任せして、失礼ながら退席してしまいました。申し訳ありませんでした。その場でのやり取りの結果が今日は非常に詳細に議事録をつくっていただいているので、この後、事務局から若干ポイントを絞ってご説明をいただきたいと思います。その場で決まったこととして、今日のこの会議が終わった後、4時から、また公共施設の課長さんに来ていただいて、委員とフリーな意見交換をしていただくということになっています。ただ4時からの会議が決まったのがちょうどその13日で、私がその直前に別の会議がもう決まっていて、これも申し訳ないのですが、隣の部屋で、Zoomで私が会議に出ざるを得ないものですから、これも鈴木さんにお任せして今日はということになります。ただ、私は別の会議室におりますので、どうしても確認事項が必要でしたら一旦来ることは構いませんので、ということでもよろしくお願いいたします。では事務局のほうから説明をお願いします。

事務局：では当日13日に参加させていただきました加藤のほうから説明させていただきたいと思います。お手元資料4-3を御覧ください。当日のやり取りを文章化したものになります。要点だけご説明をさせていただきます。まずこの全体に当たりまして、要望につきましては10月、昨年度の公運審の際につくらせていただきました意見要望書を基に、その回答という形になりました。1の項目から(1)(2)(3)(4)と、2の項目から(1)(2)という部分での質問の要望書になりました。まず1の施設設備について、(1)のフリースペースにつきまして、若干補足で説明させていただきます。そこにも書いてあるのですけれども、まず1-1でフリースペースについてここに記述があります。「公民館の講座室として使用できるように」というところが文脈の最後に載っているのですけれども、まずここはフリースペースにつきましても、恋ヶ窪公民館はコンサートであったり子どもの遊び場だったり、いろいろな事業を行っている関係で公民館の1つの部屋として考えておりました。その中で公民館の講座室として使用できるようにという要望、意見を書き足したところ、その下に3行目に、久保係長の発言に書いてあるとおり、「公民館の講座室としても」というふうな部分、この部屋建物全体が全て公民館だけのもの、福祉センターだけのものというわけではなくて、複合施設全体で多目的に使える施設としての位置づけになっているということがありまして、専用ではなくて講座室としても利用できるフリースペースという

ような形の話がございました。丸ポチ2つ目につきましても、「子どもの居場所としての機能をもつことが重要である」ということも、そこも子どもの来る時間というのは午後になる部分がありますので、子どもがいる時間についてはもちろん機能的に使えるよというような形になるので、ここも「子どもがいる時間については」みたいな形の話でした。あと、その下の丸ポチ3つ目は、フリースペースの場所、こちらまずそもそもが以前から国分寺現庁舎利活用基本計画の中に、1階、2階、3階のイメージ図があったのですけれども、まさにあれは、今、鈴木副委員長が持っているイメージ図はまさにイメージ図で、何もまだ決まっていない状態からの話になりますので、そのイメージ図を見たときに「フリースペースはここがいい」「あそこがいい」という議論をしたのですけれども、そこではなくてまだ何も決まっていない状況というような場所になっていますので、フリースペースの場所についても、防災上必要な部分についてはもちろん階段とかも必要ですけれども、それ以外については、これから市民の方々から意見をもらって議論をするというような形の回答になりました。それが裏面の一番上に書いてございます。その上の何をもって話をするのかということになりますと、ワークショップを2回程度開催する予定というのが、ちょうど2ページ目の下段中央ぐらいに書いてある部分になりまして、これからワークショップを市民の方、公運審の方も含めて、いろんな回数のワークショップをする中で、2回程度行う中で、いろんな意見を聞いて、ある程度話を進めるという形になります。2番目、事務所の位置につきましても、今現在の全体の流れの中で、ここが公民館、公民館フロアがここだという、公民館フロアという部分もまず考えの中にありません。全ての建物の中に利便性、近くにあったほうが良い部屋同士をつなげるという形になりますので、事務所についても基本的には総合窓口が普通でいくと下にあるだろう。それから公民館については、どれだけのものを専用的にこれから事務所として、相談室として設けるというのも、これもワークショップの中で決めていく内容なので、意見としてはそういうことで、これからワークショップで決めていくという形になります。それから3番目の一番上のほうに、部屋と部屋との親和性であるとか、市民の意見を聞きながら決めていくという形になります。また文中3ページの真ん中に書いてあるとおり、エリアごとに線を引くことは難しいという形なので、公民館フロア、福祉センターフロアという部分ではなくて、多目的施設全体として考えていかなくてはいけないのではないかなという回答でした。それから(3)の他機関の施設の活用という部分に関わってくる内容になります。あと最後、(4)につきましても、そもそも全てに共通する部分ですけれども、公民館フロアの位置というのは想定するものではないので、これから公民館の活用をするためには、どうしたらいいかということはいくら決めていくという形になります。それを踏まえて、じゃあ誰がどうやって決めるのかという話

になりましたら、さっき言ったように、ワークショップを開催しながら、それを設計事業者に話をし、設計事業者が市民の方々の意見を形にして提案をするという形になっているのが5ページ目の上になっています。あと川上委員から子どもの遊び場についての公園的要素の要望書もいただきました。公園的要素、バスケットゴールが欲しいであるとか、スケボーの施設が欲しいであるとか、公園的要素も入っていたのですけれども、今の段階でもう公園的なスペースがこの複合施設ではなかなか難しいというような回答でした。そちらについては民間施設のほうの要望に入れることも可能かもしれないので、そちらのほうの要望の中に入れ込めるような形でするのも1つの手ではないかというような形になりました。あと鈴木委員から弓道場の話であるとかいろいろいただきましたので、補足があれば、鈴木委員からいただきたいのと、今、委員長が言われたとおり、今日の4時以降、ざっくりいろんな意見交換ができる場として、これを基に話し合いを行いたいというのが大雑把な意見になります。以上です。

田中委員長：ポイントを絞って話していただいて、ありがとうございます。それではこのテーマについては大体3時50分ぐらいをめで大丈夫でしょうか。いいですか。それで進め方ですけれども、まず鈴木副委員長から今ご指摘がありましたけれども、補足がありましたらお願いして、私のほうからいくつか確認したい点があるので補足させていただいて、その後自由に質疑のほうをしていきたいと思っております。では鈴木副委員長、よろしいですか。

鈴木副委員長：2点あります。1点目は前にいただいたリーフレットにあるイメージ図なのですが、これに基づいて前回説明していただいて、私たちもこれが前提だということで意見を申し上げたりしましたね。だけれども、加藤館長が言われたように、これはイメージの一例であって、これに固定されるものではないということがはっきりしたのですね。じゃあ私たちの意見をワークショップ等で聞いた後に、それを絵コンテにしてイメージ化できる人がいるのかという確認をしたのです。意見聞くだけで、「はいはい」というだけではしょうがない。そうしたら、綜企画という設計会社が決まったと。そこはそういうことができる会社であるという話でした。それがどれぐらい実現できるのか分かりませんが、いずれにしてもちゃんと私たちのイメージを図にしてもらわないと先へ進まないで、それを1つ確認しました。あともう1つは、加藤館長がまとめて起こしてくださった記録の3ページに書いてあることなのですが、笹井委員のお話でとても大事だったことで、社会教育主事の話なのです。事務所は窓口として1階にあったとしても、利用者が集まったときに、専門的にアドバイスして下さったり、つないで下さったり、かき回して下さるという方が、社会教育主事がいる場所というのは絶対欲しいのだという話をしました。そして部署が違うかもしれないのですけれども、言ってもしょうがないですけれどもとは言っていますが、指定管理者制

度に移行してもらいたくないですから、ここで社会教育主事の資格を持った職員が、ちゃんとそこに正規職員としているという場所もほしいと。そういうふうに人事をしてほしいということもはっきり要求しておきました。久保係長との話では、あまり社会教育主事についてはご存じなかったので、この辺のところも公共施設マネジメント課だけとのやり取りだけでは解決できない問題、課題がある。もしかしたら公運審として、答申の中に今後どのように組み入れていくのかということも1つの課題になってくるかなと思えました。以上です。

田中委員長：ありがとうございます。それで今、副委員長からご指摘いただいた補足とちょっと関連することで気になっていることが2つあるのです。1つはこれを見せていただくと、公民館としての占有スペースはないというふうに理解できるのです、これを見ると。優先利用できる場所はあるけれども、公民館だけが独占して使える場所はないというようなことなのですけれども、それが法律上というか公民館の制度上、公民館と言えるのか、笹井委員に、もし何かあれば教えていただきたいし、私もメール送ったように思うのですけれども、その辺の公民館の占有施設がないということは、ここからここまでが公民館ということが言えないということは、条例で公民館が規定できるのかというのが不安なのです。ほかの自治体ではそういう例があるとたしか書いていますよね。それはどこの自治体なのか、そこは公民館としてちゃんと残っているのか、あるいはもう公民館ではなくなっているのか、それも確認しないといけないなと思っているのです。それが1点です。もう1点は市民のワークショップで、それを基に絵をつくってくれるというのはいいのですけれども、市民の方々はいろんな方がおられて、ほとんど公民館についてよく分からない。社会教育がよく分からない方もかなり多い中での我々公運審が、それと対等な関係で話し合うということがあっていいのか。やはり社会教育施設としての公民館のあり方であるとか、要は社会教育施設だから、そういうことが分かっている状態の中での議論ができればいいのですけれども、必ずしもそうではないので、別に公運審が偉いというわけではないのですけれども、公運審としての提案を市民ワークショップとは別の次元で、ちゃんと受け入れてもらうような形をとらなければ非常に危ないのではないかと。多くの市民は公民館どうでもいいと思っている人が多分多いと思うので、結局公民館がなくなるということもあり得るので、その辺は歯止めが必要かなという気がしました。その2点がちょっと気になっているのですけれども。

事務局：今、田中委員長が言われた他自治体については、私のほうでそこまで調べ切れていないので、その場では言われなかったもので、今すぐ答えられないのですけれども、すみません。という形になってしまいます。

田中委員長：大丈夫です、それでいいです。渡辺さん何か情報ありますか。なければいいですが。もしあれば。

事務局：複合施設ですので、3階建てというのは決まっています、それぞれの福祉センターなり、公民館、図書館なりの今のスペースは確保しますということで、計画の中に面積が反映されているのですけれども、間取りはまだ決まっていない状態の部分ですね。これからワークショップをやっていく中で、皆さんからご意見をいろいろ出していただいて、最終的に事務局が、皆さんを総合するところということかなというようなことでまとめていくというような流れにはなるのですけれども、やはりポイントとなるのは、公民館として区分けが、多目的室の通し番号になってしまっているということは、福祉センターでも公民館でもどちらの利用者も使えるようにするということになるわけなので、仕切りがなくなるというイメージになるかと思うのです。その中で公民館として、絶対的に仕切りがなくなってしまった中の条件は制限というか、どこか何か法的な縛りがあるかないかというところがポイントになるということです。

田中委員長：ある意味、複合施設全体が、さっきの笹井委員の話とつながりますけれども、戦後はほとんど公民館ぐらいしか地域になくて、今で言えば農業関係、産業関係、全部公民館でやっていたというのがあるので、そういう意味では新しい複合施設はいわば全体が公民館ということで、公民館の再創造みたいな位置づけはとれますけれども、考え方としてはありますけれども、ただ、今の制度の中でここからここまでが公民館と言えなければ、公民館としての条例はつくれないのかなと思うのですけれども、その辺何か。

委員：そのとおりだと思います。館の設置とかあるいは運営基準というのがあるのです。ある意味、館として自己完結していないとそういうことはあり得ない。だからそれは公民館の廃止です。恋ヶ窪だけ廃止。

田中委員長：だからそこを、気をつけないといけません。

委員：それは、何で、要するに廃止したいわけでしょう。

田中委員長：いや、しません。

委員：廃止して一括して民間委託したいからでしょう。行政というか何とか部局のほうはしたいのだと思いますけれど。

田中委員長：指定管理は決まっていないのですね。

事務局：まだ決まってはいるのですが、建物は全体で施設の管理運営という意味で一括管理したいという方向性は出ています。

委員：だからそれって戦略なのですよね、本当は。一体化させておいて、一体的施設として管理いたしますという。だから初めから恋ヶ窪公民館は要らないと思っているのですよ。だからそういうふうに思っては駄目で、私、杉並区なのですけれども、この間ちょっと話をしたかと思うのですが、杉並区は社会教育センターというのはセッション杉並という文化施設と、あと杉並の何とか区民事務所という住民票とかが使うところ、全部一体的施設になっているのですけれども、リーフレットを持ってくればよかったですね。その2階部

分だけ社会教育センターなのです。社会教育センターにセンター長と社会教育主事とかがいる事務室のスペースがあるのですよ。あと会議室なんかもある。だから独立施設。だからそれは社会教育センター。しかもそこは委託されていない。委託先は東急文化村何とかサービスとかがやるのですけれども、そこは除いている。その部分だけを。私はそういうのがいいのではないかなと思っていて、さっき児童館が何とかというところに委託していると言われたけれども。

事務局：指定管理者です。

委員：指定管理者ですよ。「分けているじゃん」と思いますよね。

事務局：はい。建物分けています。

委員：そういうのでないといけないのではないかなと思って。だから、財政当局とか、都市計画局、一体的だと言っていて、もう1つ、ワークショップやってから決めると。ワークショップをやって意見が出てくるわけ。そうすると取りまとめに時間がかかりますとか言うわけ。それであつという間にこうなりましたと、意見を反映されていないじゃん。もう遅いのですよ。だから釘を刺していかなければいけないのです。

田中委員長：今日4時からいらっしゃいますか。

委員：います。

田中委員長：あっちから応援しています。それは当然大事な点で、公民館としての条件を満たさなければいけないわけで。

委員：恋ヶ窪公民館は廃止しないと。廃止しないで複合施設になってもその機能をちゃんと維持するという前提条件は守ってくださいということだと思います。

田中委員長：そういう意味では、ワークショップと別に、公運審として独自に提案書を出さないといけないですよ。

委員：それいいと思う。だって、公民館運営審議会なのだから、恋ヶ窪公民館も含めてですよ。公民館の設置というか、存在するかなくなるかの瀬戸際なわけですよ。

田中委員長：そうです。とても重要なことです。

委員：当然それは言えると思います。

鈴木委員長：存在がなくなってしまう。

田中委員長：とても大事なポイントです。

委員：委員長言われたとおり、ワークショップとは全然同格の議論ではないはずですよけれども。我々の意見は。

田中委員長：当然ですね。

委員：それだけ共有が、基本ベースにある中で、現状の恋ヶ窪公民館のスペースを確保しますというのは何を根拠におっしゃっているのですか。だって全部共有になるわけでしょう。そうしたら確保しようがないですよ。優先順位

とかいろいろなことになるのかもしれませんが。もう1つ思ったのは、そこに看板として、恋ヶ窪公民館は出すのかなみたいな。何とか総合施設の名称が出るかもしれませんがけれども、併せて恋ヶ窪公民館という名前をしっかりと出さないとそもそもあれですよ、その存在がなくなってしまう。

委員：これ、名前だけ公民館を出したとすれば、それは違法行為なのですよね。法律違反になってしまう。だから、何か知らないけど、通常。

田中委員長：条例ができています。

委員：ちゃんと条例があるわけだから、それがよく分からなくなってしまった。

委員：管理が完全に分かれなれないといけないということですよね。

委員：そのとおりです。管理が分かれなくてはならないという。

事務局：遅くなりましたけれども、資料を3枚配らせていただきました。上2枚が利活用の素案計画、基本計画のときに素案で出されたものです。上段真ん中が恋ヶ窪公民館の部分になりますので、この部分は保証するよという部分になります。なので、うちにとっては会議室から事務室は※印ですけれども、新しく保育室ができるので、和室までの部分が既存のものがそのまま引き継ぎされるよ、プラス保育室ができますよというような計画書になっております。最後が先ほど鈴木副委員長も見ていただきましたイメージ図になります。これについてはまるっきり白紙でこういう形の3階建てができるよというときに配られたものになりますので参考にしてください。

田中委員長：ありがとうございます。それを去年も見せていただいて、これであれば公民館はこの場所だというふうに思っていたのですけれども、この議事録を見ると、占有施設はないという話だったので、その辺をこの4時からぜひ確認して。

委員：ですね。4時から委員長がおられないということで、共通認識として、冒頭委員長が言われた「公民館というのは法律に基づいて占有スペースがないと公民館と言えないんだよ」ということを今日来られる方に再確認することと、もう1つはワークショップで意見を求めるのはいいけれども、公運審の意見というのは同率ではないよということを確認する。最低限その2点は今日現実に、もらいたいですね。

田中委員長：それは大事だと。

委員：あと前例があると言いましたよね、先ほど。どこか知りたいです。私、これまでの仕事の職業柄、結構いろいろな公民館に行っているのですけれども、知らないのです。ちょっと教えてもらいたいと思います。

田中委員長：具体的には場所で言うと、4ページの2段落目が細川課長の発言ですけれども、その最後のほう、細川課長の発言部分の段落の最後から2行目で、「国分寺市にはこのような施設はないが、他市にはある」と書いてあるのですね。

委員：他市にはある、どこですかという話。

田中委員長：そうですね。ほかにいかがでしょうか。

事務局：部屋を貸すという点だけでいくと、今、恋ヶ窪公民館は条例上無料です。

お金をとることはないというのは条例上明記されている。片や福祉センターのほうは基本有料だけれども減免で対応しますよということです。一緒くたにするとすると、「どっちに軸足を置くのですか」という問題が出てきます。

田中委員長：ありがとうございます。大事なポイントで、例えば、福生の場合、指定管理で文化会館、市民会館の形態になっていて、そこに公民館が入っているのですけれども、別館みたいなのがあって、そこにたしか公民館職員がいてということです。どこかの施設を公民館利用者が使う条件と、一般の人が使う条件を違えているとかいうことをこの前福生の方から聞いたので、そのあたりを応用すれば今回のも、公民館利用としてやる場合には無料で、福祉施設利用としては有料となるということになるのでしょうかけれども、それはどうやってできるのだろうか。その辺検討課題ですよ。ほかにいかがでしょうか。疑問等はどんどん出して、後でどうするか。

委員：ここのこれですけれども、公民館はどこになるのですか、恋ヶ窪公民館。

ここの2階、3階のここのフリースペースのところ、全部ですか。

田中委員長：まだ決まっていないとは言うのですけれども、今のイメージはどこですか。

事務局：イメージ図だけなのでどこも決まっていないです。1階になるかもしれないし、2階になるかもしれないし、3階になるかもしれない。全然何も決まっていないのですよ。

委員：分かりました。

委員：こういうレイアウトは綜企画か何かがつくれますよというふうに言われたということなのですけれども、普通はこういう落とし込みのときは、工事を施工する業者が設計事務所とタイアップして、設計事務所がこういうレイアウトを書いてくれないと、要望だけそういうプランニング会社がつくると今度設計に落とし込むときにこんな駄目だよと。そこでまた時間とかお金とか、かかってしまうかもしれないので。

事務局：綜企画は設計事務所です。

委員：設計事務所ですか。じゃあ大丈夫ですね。

委員：ワークショップが1回入って、ここのスケジュールで言うと、この工程表でいくと、どの辺に想定しているのですか。この事業スケジュール。令和5年度はもう。令和5年度って来年3月ですか。ということはどのあたりにワークショップというのをイメージされていますか。9月末までに、令和6年度の9月末までに2回。

委員：今年度中に1回と、どこかに書いてあった。

委員：そうです。

鈴木委員長：「年度内には必ず1回はワークショップはやりたい」。

田中委員長：年度内に1回。

委員：年度内に、3月までですね。

田中委員：そうですね。ですから、公運審として出すとしても、市民ワークショップにもできるだけ恋ヶ窪の方が、公運審メンバーが出て、意見を言っていくことが大事かなと思っています。

委員：福祉センター、生きがいセンターとくらの利用者の想定人数なんていうのは出ているのですか。

委員：稼働率いくらとかというのは出ています。

委員：それと恋ヶ窪公民館が合わさって、どれぐらいの人が来るでしょうみたいなことですね。

鈴木委員：要するに、空いていると。空いているから共有して機能的に使えという話ですね。それでスペースとしては、空間の面積は保証するけれども、でもそれを固定してどうのということではない。合わせた面積がこうであるということになる。

委員：変な話、どれぐらいの競争率みたいな取り合いが実際に発生して、使っていた方々が使えなくなるとか、使いにくくなるとかいうことが発生すると、これはまずいんではないかなと思うのですけれども。

田中委員：面積を保証するというのが占有ではないとなると、公民館が優先的に利用できて、空いているところがあれば、公民館利用者でしたら2ヶ月前から予約できて、一般の人は1ヶ月前とかいうのであれば優先利用になりますね。そういう利用の仕方とかですね。

事務局：まず主催事業については、もちろん保証するというのは決まっておりますので、そこはまず間違いない。公民館が使えなくなることはない。逆に公民館が、先ほどの資料ですと、例えばシアタールームが使えるのかという部分の飛躍的な多目的が使えるという利便性が出てくるという話は伺っております。ただ、市民の方々がどれだけ優先的にとれるかという話は出ておりません。

委員：優先席と専用席って違うのです。電車の話ではないけれども、優先車両と専用車両って違って、専用車両というのは空いていても座れないのですよ。乗れないのです。女性専用車ってある一定時間帯、男性は乗れないのですよ。優先席は空いていれば座れるということですね。根本的に違うのですよね。専用スペースがないというのは館とは言えないのです。そういう認識を共有すべきだと思います。

委員：4時ぐらいに公共施設マネジメント課がいらっしゃるわけですね。その前に私たちサイドで押さえておかないといけない公民館条例というものというのは、明らかにしてもらいたい。私は聞いていて、分からない。最低限。

田中委員：とりあえずは、国分寺市の公民館条例を今、事務局のこれまでの資料にはあります。第1回目の資料で多分いただいているので。

委員：ポイントだけぐらいでいいのです。枠というか。

田中委員長：できれば、会議が始まる前に、コピーして配付していただければ。

委員：5分10分で読んで分からないと。

田中委員長：または、何か出たときに参照できる。

委員：分かりづらいです。

鈴木委員長：公共施設マネジメント課としては、公民館そのものが何であるかという理解をしていませんから、優先という言葉を使っていて、占有にしておいて、空いていて使わなかったらもったいないから利用しましょうというスタンスなのですよ。

委員：設置条例があるわけですよね。それってある種の自己完結した占有スペースを前提とした施設があるという前提で、設置条例はあるのですよね。だから、公共施設マネジメント課の考えって、よく分からない。そういうのというのは、社会教育や公民館云々の話より市の行政職員として変だよな。

鈴木委員長：変ですよ。

田中委員長：本当は行政内でちゃんと共有しておいてもらいたい。公民館とは何かと。

委員：条例の立法の仕方とか、解釈の仕方として変ですよ、これ。

委員：変がまかり通っているのだと思いますけれども、多分法律を踏まえて考えていなくて、与えられた課題に対して回答を求めようとしているので、効率的に運用しなさいと言われていたから、公民館が設置法上公民館として体をなす、なさないというところは彼らの検討課題にはないと思うのですよ、多分。

委員：それは困った問題です。

委員：それは困った問題だということを4時から認識してもらわないと。

田中委員長：現実的な面で1点確認ですけれども、今、公民館を使うのにいわゆる登録するという手続が必要なんでしたっけ。

事務局：はい。

田中委員長：たまたま3人ぐらいのグループがいて、使いたいと言ってきたとき、その場で登録すればすぐ使えるのですか、空いていれば。

事務局：使えます。

田中委員長：ということは、その手続さえちゃんとやることにすれば、優先も独占もあまり変わらなくなるのですか。

委員：ハード的な面と運用的な面がごっちゃになっていると思うのですけれども、ハード的にちゃんと独立していなければ駄目ですよということです。今の委員長言われたのは運用のほうですから、運用でいくら頑張ってもハードが「ここが占有スペースですよ」となっていなければ駄目と。

田中委員長：当然ですね。

委員：運営管理もそうだし、ソフトのほう。

委員：そうです。

委員：だから、場所と運営形態、運営管理とが独立していないと、そもそも公民

館として認められませんよということを笹井委員からご説明いただいて、じゃあどうするのというのを市のほうで。

委員：それで冒頭の研修に来てほしかったという話につながるわけです。

田中委員：ぜひよろしくお願いします。

委員：公民館設置運営条例の所管課ってどこなのですか。条例にしているわけでしょう。それで所管している。

田中委員：公民館課なので、その課長は本多課長ですよ。

事務局：公民館の条例は公民館課が担当です。

委員：最終的には教育長とか市長とかなるけれども、とりあえずは課長が「それは条例違反です」と言えばいいんですよ。

事務局：法律的に何か制約があるのか、NGがあるのかというのをまだご理解いただいていないので、それを確認したいという状況ですよ。だから当市もそうです。

委員：事実だとすれば、条例も法規範、法律ですから、同じで。それに無くて公民館というのであればそれは違法行為ですよ。

委員：そういうふうに笹井委員から指摘されていまして。

委員：多分それで生涯福祉センターとか、普通のほかの自治体は名前を変えてごまかすんですよ。「公民館ではありません、生涯学習施設。でも実質的には公民館です」とか言うんですよ。生涯福祉センターとか社会教育センターとか。

田中委員：その辺、連携して頑張ってください。あと何かありますか。

委員：ありそうな、ないような。

田中委員：また議論の中で。では、私がその辺にいますので、ここからはよろしくお願いします。心強いです。では、この議題はこれでよろしいでしょうか。

4 その他

(1) 第60回東京都公民館研究大会について

田中委員：ではその次は「その他」になりますでしょうか。(1) 第60回東京都公民館研究大会についてということで、事務局からお願いします。

事務局：今、お手元にお配りさせていただいてあります第60回東京都公民館研究大会の開催要項です。前回のお話のときに概要だけお話をさせていただいたかと思えますけれども、正式なものが出来上がりましたので、今日お配りさせていただいてあります。まず日時につきましては令和6年2月3日12時30分から開会させてもらって、4時半までの時間になります。会場的には本多公民館が第1、第2課題別集会、国立市の公民館が第3課題別集会というようになっております。時間やプログラムは書いてあるとおりになります。開いていただきまして、基調講演に東京大学の藤先生から1時間ほど基調講演をいただいた後に課題別集会に移ります。第1が職員部会でテーマがここに

書いてあるとおり、第2課題別集会在都公連の顧問の方々、研究調査班の方々によっていただいています、あり方の研究会の中間報告。第3が委員部会の方々をお願いする国立市での会場になります。それぞれまず基調講演につきましては、オンラインで国立市もつなげて行う形になりますので、国分寺市については本多公民館のホールに集まっていただいて直接お聞きになっていただく。国立市はZoomでつなげる形になります。終わった後に会場を移しながらそれぞれの課題別集会に入ります。見開きの右側ですけれども、申込み方法につきましては、公運審の方々につきましては、各公民館もしくは本多公民館のほうにご連絡をいただければ、こちら公費のほうでお支払いをさせていただきます、参加申込みをさせていただきます。それ以外の各館のサポート委員の方々であるとか、もしくは公運審の方でお知り合いの方でご興味のある方につきましては実費1,000円となりますけれども、各公民館へのお申込みをいただければ、取りまとめて事務局が恋ヶ窪公民館の加藤か本多公民館になりますので、そちらで取りまとめて決定通知等を進めさせていただきますと思います。申込み期限が、年初めに企画委員会でグループ分けをしますので、12月20日までに申込みいただきたいと思いますので、お忘れのないようお願いいたします。簡単ではありますが、以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

田中委員長：ありがとうございます。今年は地元で開かれますので、どうぞ都合つく方は積極的にご参加して、公民館のことで学びを深めていただけるとありがたいなと思います。

(2) 管外視察

田中委員長：それでは続きまして(2)管外視察ということですが、これも事務局から説明をお願いします。

事務局：管外視察について説明いたします。前回の審議会の際にも、笹井委員からセッション杉並という話がありましたので、先方に打診をしてみました。先方のほうからは今のところ1月26日金曜日の午後1時から3時にいかがですかという形で少しお話をいただいているところになっております。1月26日はちょうど公運審のある日でありましたので、恐らく皆さん、特別な予定をつけなくても出席しやすいのかなというところがありますので、できればそこを管外視察の日にさせていただければなというふうに思っています。ただそうすると定例会ができなくなるという状況になるので、ただ定例会については、市内で、設定し直すことができるかなと思いますので、定例会の日の日程をどうするかというところと、このまま管外研修のほうを進めていかというところを併せて議論していただければと思います。定例会については管外研修が3時までで終わって、戻ってきてからもとまちでもいいですし、また別日に設定していただいても大丈夫ですので、ただ1月は多分色々

と入ってしまっているのです、2月以降になるかなと思うのですけれども、その辺を検討していただければと思います。よろしくお願いします。

田中委員長：ありがとうございます。今のご提案で1月26日が視察、それで2月に別日で設定。これが1つのメインの感じになるのですね。そうでないとすると、その日のうちにやってしまうと。戻ってくるとかなり4時とかになって、そこからだと6時に終わるとか、ちょっと厳しいですよ。疲れてこられるでしょうし。あるいはセッション杉並に場所を借りてそこで公運審となると館長さんたちみんなに行っていていただくというのは難しいですかね。

事務局：公運審自体、公開の会議になっているので、傍聴を考えると市内でやらないわけにはいかないかなと。

田中委員長：分かりました。そうすると2月にやるのが現実的ということでしょうね。ではそういうことで皆さんどうでしょう。1月26日が視察、2月に改めて定例会。

委員：午前中というわけにはいかないですか。

田中委員長：午前中。なるほど。

委員：部屋はとられてしまっている。

委員：駄目だそうです。

田中委員長：それではご提案のとおりでよろしいですかね。2月に改めて別日に行く。日程調整はまたやっただくと。

事務局：2月16日が第6回の定例会の予定の日になっていますので、スケジュール的にはタイトになってしまうかなとは思っているのですけれども、メールか何かで調整させていただくような形でよろしいですか。もしあれだったら、この場で大体の予定を。

田中委員長：今、本当は1月、2月とやる予定だったのが、1月なくなるから2月に2回やるということ。

事務局：そうですね。

田中委員長：そういう意味ですか。真ん中があれですもんね、16日。あそこならできる。どうしましょう。

委員：3月はしないのですか。

事務局：議会がある月はやらないのです。

田中委員長：皆さん金曜日がいいのですよね。例えば3月1日も難しいですか。

事務局：3月1日はもう議会が始まっているので。

田中委員長：その前は2月2日。やるとしたら2週間開けるとすると。

事務局：2月にすると、見学の翌週で2月2日。

田中委員長：集中的に議論するという点では続いても悪くはないですね。議事録は大変かもしれないけれども。

事務局：研究大会が2月3日です。

田中委員長：23日が祝日だから、結局やれる日は9日ぐらいしかないですよ。そうす

ると4週連続，公民館関係という感じですね。都公連も入れれば。どうでしょう。これは公民館月間だと我々考えて，2月9日に開くか，なしにしたらちょっともったいないですもんね。申し訳ないですが，2月9日，いいですか，やってしまって。

委員：9日と16日と両方ということですね。

田中委員長：そうです。では9日と16日，いずれも14時から16時ということで公運審，よろしく願いいたします。ご協力ありがとうございます。それでは，今の（2）はこれでよろしいですね。では，そのほか，委員の皆様から何かございますか。大丈夫ですか。では，事務局から最後何かありましたらお願いいたします。

事務局：事務局からは最後，次回の日程の確認だけさせていただきます。次回の定例会のほうは2月9日金曜日の14時からということをお願いいたします。視察のほうは1月26日金曜日で時間は一応1時からセッション杉並という形でお願いいたします。若干，30分ぐらい後ろになる可能性もありますので，決まり次第ご連絡いたしますので，よろしく願いいたします。いずれにしても1時から3時ぐらいの間ということになります。

田中委員長：よろしく願いいたします。ありがとうございます。それでは，若干オーバーして申し訳ありませんでした。これをもちまして，本日の審議会を終了します。ありがとうございます。

——了——